

第4章 計画の基本構想

1. 基本理念

第7期計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年に向けて、センターの機能強化や高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組及び医療・介護の連携の推進等に重点を置き、地域包括ケアシステムの深化・推進を図りました。

第8期計画においては、第7期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、「いとしま地域包括ケアシステム」の推進に向けた取組を継続します。また、センターの機能強化を図り、関係機関との連携及び地域づくりに向けた支援を強化することによって、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組については、具体的な評価項目を定め、介護予防・健康づくり施策の推進を図ります。

第8期計画の基本理念は第7期計画と同じく

「みんなの支え合いで住み慣れた地域での
いきいきあんしん生活」の実現

とします。

■相談機関の連携による包括的支援体制の目指すもの



出典：厚生労働省

2. 基本方針

本計画における基本方針は、次の3点とします。

(1) 人と人、人と社会がつながる地域づくり

地域社会からの孤立を防ぎ、地域における交流及び多様な活躍の機会や役割を生み出すため、小学校区ごとに話し合う場を設置します。また、住民同士が互いに支え合う関係を広げるため、交流・参加・学びの機会を提供します。このような取組を通じ、生活支援や見守り活動への市民の参加を促進します。

(2) 多様化・複雑化する課題に対応できる支援体制の構築

地域住民の複雑かつ多様な課題に対応するため、センターを中心に、専門職による支援の充実を図るとともに、関係機関へつなぎ、調整する機能を強化します。また、多職種連携や多機関協働の基盤をつくるため、支援に関わる専門職が情報共有や共通認識を持つことができる機会を提供します。

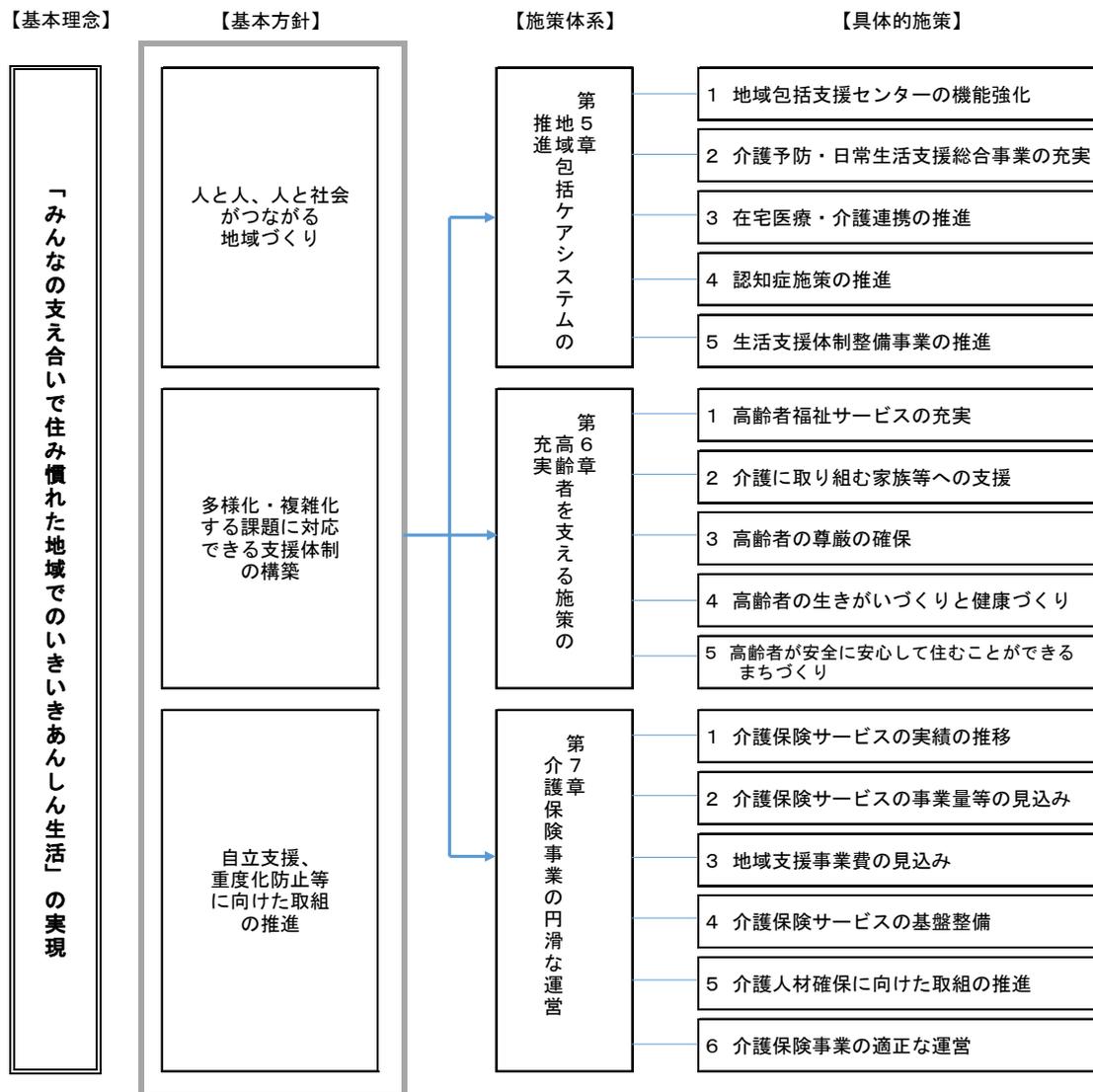
(3) 自立支援、重度化防止に向けた取組の推進

センターが主催する地域ケア会議を中心とした自立支援、重度化防止に向けた自立支援型マネジメント支援を推進します。

また、市民が中心となり運営する高齢者の通いの場に対し、リハビリテーション専門職や歯科衛生士が支援する等、専門職が効果的に関わる体制を整備します。

これらの取組については、介護予防等に係る達成状況を評価する客観的指標を設定し、定期的に評価を行います。

3. 施策の体系



4. 重点施策

（重点1） 地域包括支援センターの機能強化 【第5章】

センターは、これまで高齢者の総合相談窓口としての機能を果たしてきました。

今後は、高齢者のさまざまな相談を受け止め、自ら対応するだけでなく、地域住民と連携し、地域の課題解決に向けた取組の構築を支援する地域づくりに係る役割が求められます。

本市は、基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）と連携し、センターの職員に対する研修や実践活動の指導等を行い、センターの職員の人材育成を図ります。

また、センターの事業評価方法の見直しを行い、各センターの課題を明らかにし、適正な運営を行う体制を確立します。

（重点2） 新たな包括的支援体制の構築 【第5章】

本市では、地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進事業等を通じて、センターを中心とした関係機関との多職種・多機関連携体制を構築してきました。

今後、センターは、一相談機関では解決することが難しい複雑化した課題を解決するために、関係機関と連携し、課題解決に導く包括的な支援体制の中心的な役割を担う必要があります。

本市は、地域共生社会の実現に向け、地域で複合的な課題を抱える人や複雑化した困りごとを抱える人に対して、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮等の各相談機関が協働で対応し、早期解決につなげる体制の構築を目指します。

（重点3） 介護予防・健康づくり施策の推進 【第5章】【第6章】

介護予防・重度化防止の取組の定着を図るため、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、自立支援に資するマネジメントをリハビリテーション専門職や管理栄養士、歯科衛生士等の多職種協働で進めていくことで、目標指向型のケアプラン及びケアの提供を推進します。

一般介護予防事業については、福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、フレイル予防事業の推進を図り、国が定める評価指標を参考に、介護予防に係る評価事業を実施します。

また、高齢になっても生きがいや役割を持って生活することは、健康寿命の延伸を図るために重要です。高齢者の生きがいづくりにつながる地域活動やボランティア活動等の活性化を図ります。

(重点4) 認知症施策の推進 【第5章】【第6章】

認知症施策については、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に沿って、認知症に関する市民理解を深める取組と、認知症を初期の段階で発見・対応する取組の強化を図ってきました。

第8期計画においては、令和元(2019)年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方を基に、認知症の人とその家族の視点を重視し、認知症の人が尊厳と希望を持ってともに生きる「共生」を柱に取組を進めます。また、予防については、科学的根拠に基づく正しい理解の促進を図り、認知症が多くの人にとって身近なものとなるよう取組を推進します。

(重点5) サービス基盤の整備及び介護人材確保に係る取組の推進【第7章】

第8期計画においては、令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えたサービス基盤の整備及び人材確保を進める必要があります。

サービス基盤の整備は、施設サービス、居宅サービス等のバランス及び地域医療構想等との整合性も踏まえ、福岡県と連携し行います。介護人材確保については、現場の意見を反映し、介護職員の確保に向けた取組や有償ボランティアの活躍の場の拡充等を検討、実施します。

5. 達成すべき指標

本市が重点的に取り組む施策が高齢者やその家族、地域社会にとって有効で、効率的なものになるよう、本計画の達成すべき数値目標の設定を行います。

また、数値目標については、第2次長期総合計画との整合性を図るとともに、基本指針に係る成果指標と重点施策の進捗状況を評価する活動指標を設定します。

(1) 基本方針に係る指標【成果指標】

①人と人、人と社会がつながる地域づくり

項目	現 状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
・家庭や地域が手を差し伸べ、支え合っていると思う市民の割合 (市民満足度調査)	47.1%	50%
・60歳以上で、生きがいを持って生活している市民の割合 (市民満足度調査)	61.9%	65%

②多様化・複雑化する課題に対応できる支援体制の構築

項目	現 状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
・複合的課題を有する人の相談終結率	未把握	80%

③自立支援・重度化防止に係る取組の推進

項目	現 状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
・健康づくりの環境が充実していると思う市民の割合 (市民満足度調査)	46.2%	48.5%
・要介護認定率 (推計値と比較し伸びを抑制)	14.6%	15.0%以下

(2) 重点施策の進捗状況の評価に係る指標【活動指標】

①地域包括支援センターの機能強化

項目	現 状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
・ 地域ケア会議検討事例件数 (H27年度からの累計)	2,062 件	4,100 件
・ 要支援者から事業対象者または 自立になった件数	136 件	160 件

②新たな包括的支援体制の構築

項目	現 状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
・ 地域ささえあい会議で創出された事業数	1 事業	10 事業
・ 市と市内で活動している市民団体で 実施した協働事業数	23 事業	38 事業
・ 多機関連携による相談対応件数	未把握	50 件

③介護予防・健康づくりの推進

項目	現 状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
・ フレイルチェック参加人数	110 人	2,140 人
・ シニアクラブ組織数	107 クラブ	110 クラブ
・ 「ふれあい生きいきサロン」など高 齢者の通いの場の数	130 か所	163 か所

④認知症施策の推進

項目	現 状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
・ 認知症サポーター養成数 (H27年度からの累計)	8,784人	10,200人
・ 認知症初期集中支援チーム支援数	11人	20人
・ 「共生」の推進を目的とする新規事業数	0事業	2事業

⑤サービスの基盤整備及び介護人材の確保に係る取組の推進

項目	現 状 (令和元年度実績)	令和5年度 目標
・ 看護小規模多機能居宅介護事業所の整備	0か所	1か所
・ 介護人材確保に向けた取組に係る検討会議の実施	未実施	実施
・ 介護人材確保に向けた事業の実施	未実施	実施

達成すべき指標の体系図

